

避難誘導灯消灯届書

年 月 日

郡山市民文化センター 館長 様

申請者

住所

氏名

下記のとおり誘導灯の消灯をしたいので、よろしくお取り計らい願います。

誘導灯消灯時には、ホールの指示に従い、より一層観客の安全確保に留意します。

万が一、観客等の転倒等の事故が発生した場合には、一切の責任を申請者が負うこととします。

記

公演名		
場所	大ホール・中ホール 客席	
公演日	年 月 日	
消灯時間	: ~ : : ~ :	
舞台監督		電話
避難誘導責任者		電話
消灯理由		
対策	<ul style="list-style-type: none">・消灯は本番中のみで、開演前、休憩、終演時には点灯する。・場内アナウンスで誘導灯消灯の案内をし、観客の周知を図る。・客席内に非常時に対応できる誘導人員の配置。・緊急時の誘導灯の強制点灯。	

[注]1. 届出を受けた場合においても、消灯の必要性、安全性の確保に疑義があるときは、消灯を認めない場合があります。

[注]2. 消灯理由の欄には消灯が必要となる演出効果の内容を具体的に記載してください。

[注]3. 本システムにより誘導灯消灯後、客席照明を点灯すると誘導灯も連動し再点灯します。

以後、誘導灯を消灯したい場合には『都度調光室での操作が必要』となりますので、消灯操作のタイミングを会館の照明担当者へ指示してください。

郡山市民文化センター 大・中ホールの誘導灯消灯について

郡山市民文化センターは、消防法上は集会場に分類されており、誘導灯の消灯については「催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内（数分程度）に限り行うことができるものとする」と規定されています。

これを超えて消灯を希望される場合は「避難誘導灯消灯届書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

ただし、届け出を受けた場合においても、消灯の必要性、安全性の確保に疑義があるときは消灯を認めない場合がありますので、予めご了承ください。

誘導灯消灯の許可の内容

- (1) 誘導灯の消灯は、開演中のみであり、開演前、休憩中及び終演後等観客が自由に行動できる時間は消灯できません。
- (2) 誘導灯は自動火災報知設備、及び客席照明と連動します（誘導灯の消灯中でも、自動火災報知設備が発報した場合や客席照明を点灯した場合は誘導灯が自動点灯します。）
- (3) 客席誘導灯（足下灯）は消灯できません。

許可された場合の措置

(1) 誘導灯消灯システムの操作

操作は会館の照明担当者が行います。消灯、再点灯のタイミングを担当者に指示してください。

(2) 公演開始前のアナウンス

公演開始前に、アナウンスにより観客に対し次に掲げる内容の周知を図ってください。

「開演中は、舞台演出の都合により、ホール内の避難口誘導灯を消灯しますので、もう一度避難口を確認願います。なお、非常事態が発生した場合は即時点灯いたします。」

(3) 消灯の実施

誘導灯の消灯を行うときは、舞台（上手、下手）、音響、照明の各部門間の連絡を密にし、ホール内の観客の安全を確認したうえで実施してください。

(4) 消灯中の観客の案内

消灯中は、観客の出入りは禁止とすることが望ましいですが、これができない場合は、観客の客席への誘導は、必ず案内者を付けてください。

(5) 舞台上の安全対策

消灯中は、暗転等で舞台照明を落とした場合、かなり暗い状態になります。舞台暗転等の移動がある場合は、補助照明の使用により、事故の防止に努めるとともに、会館舞台担当者の指示に従ってください。

非常時の処置

火災時は、自動火災報知設備と連動して強制点灯しますが、それ以外の非常事態が発生した場合は、直ちに強制点灯スイッチにより即時点灯いたします。